

令和7年第5回桶川市農業委員会総会 議事録

令和7年5月23日(金) 午後2時から

場所：桶川市役所3階 会議室304

【出席委員】 農業委員	1 青木孝一、2 新井淳一、3 荒井昌和、5 植野成美、6 小峯 健治、7 渋谷安弘、8 白根菊枝、9 砂川富夫、10 原島貞夫、11 渡邊富二
【欠席委員】	4 荒岡克巳
【傍聴人】	0人
事務局長	<p>只今より、令和7年第5回桶川市農業委員会総会を行います。</p> <p>本日は、農業委員11名のうち10名の出席があり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の開会要件を満たしていることを報告いたします。</p> <p>それでは、次第の1「開会」を、青木委員にお願いします。</p>
青木委員	(開会宣言)
事務局長	<p>続きまして、次第の2「あいさつ」を、砂川会長よりお願いします。</p>
砂川会長	(あいさつ)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>総会会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。</p> <p>(会長が議長に就く)</p>
議長	<p>只今議長の座を仰せつかりましたので、進行させていただきます。</p> <p>それでは、次第の3「議事録署名委員の指名」でございます。</p> <p>1番の青木委員と、5番の植野委員にお願いします。</p>
議長	<p>それでは、次第の4「議事」に入ります。第1号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者等の証明願について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農業委員会総会次第兼資料の1ページと、令和7年5月農業委員会総会・現地調査資料、現地調査結果資料をご覧ください。被相続人、相続人の氏名、住所、対象地番、地目、面積は資料記載のとおりです。被相続人が死亡したことにより、相続人が対象地を相続することとなりました。</p>

	<p>た。</p> <p>今後、生産緑地の解除を行うには、被相続人が生前に主たる従事者であったことを確認し、その者が生産緑地を農地として経営することが困難であることを適正に判断することを農業委員会として求められております。そして、その旨を証明する証明書が必要であるため、今回の申請に至っております。今回の被相続人は亡くなっておりますので、農地を経営することが困難なことは、明らかですので、生前に主たる従事者であったことを確認することが重要となっております。</p> <p>今回は事務局で相続人に対し、電話にて聞き取り調査を行いました。被相続人は、100歳で亡くなったようですが、被相続人の夫が亡くなった84歳から90歳まで露地野菜を栽培していたとのことです。90歳以降は、体調がすぐれないことが多く、休耕地となっていたようです。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の渋谷委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
渋谷委員	<p>それでは報告させていただきます。5月16日に現地調査を行いました。申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第1号議案について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第1号議案について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今月の農地法第5条の許可申請は、1件です。農地法第5条の許可申請ですので、農地を農地以外のものにして、所有権の移転や使用貸借権等の設定を行うものになります。</p> <p>それでは、説明いたします。転用目的は、地域密着型サービス事業所</p>

	<p>となっております。</p> <p>農地区分については 10ha 以上の一団の農地ではなく、第 3 種農地にも該当しないことから、第 2 種農地と考えております。第 2 種農地の場合、周辺の他の土地などでは事業目的の達成が困難な場合などの代替性がない場合に、立地が可能となっております。</p> <p>隣地農地との境界についてですが、コンクリートブロックを内積みする計画です。また、申請地には 4 台分の駐車スペースを設ける計画となっております。転用面積と転用の必要性については、土地利用計画図と併せて、理由書をご覧いただければと思います。(資料をもとに説明) 事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の渋谷委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
渋谷委員	<p>それでは報告させていただきます。5 月 16 日に現地調査を行いました。申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第 2 号議案について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第 2 号議案について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして次第の 5 「報告事項」に入ります。</p> <p>事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の専決処分の報告をいたしますので、農業委員会総会次第兼資料をご覧ください。</p> <p>農地法第 5 条の届出が 3 件となっております。転用目的は、住宅敷地が 3 件となっております。なお、令和 7 年 5 月 16 日までに行われた専決処分となっております。事務局からの報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>

事務局	<p>それでは次第6「その他事項」について、事務局からお願いします。</p> <p>次に、農業委員会の日程についてお知らせいたします。</p> <p>次回の現地調査は、令和7年6月18日（水）の午前9時から、第1班が行いますので、市役所3階の会議室302にお集まりください。</p> <p>また、次回の農業委員会総会は、令和7年6月26日（木）の午後2時から、市役所3階の会議室305で行いますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上です。</p>
議長	<p>他に事務局や委員の皆様から何かございますか。</p>
議長	<p>無いようでしたら、これをもちまして私の職責は以上でございます。</p> <p>慎重審議ありがとうございました。</p> <p>事務局長にお返しします。</p>
事務局長	<p>会長ありがとうございました。</p> <p>それでは、青木委員に閉会をお願いいたします。</p>
青木委員	<p>(閉会宣言) 閉会時間 午後2時23分</p>